

令和8年度第1回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：令和8年5月20日（水） 午後3時～午後4時30分

場 所：京都市役所 本庁舎 第3会議室

出席委員：大久保規子委員※、亀田佳代子委員※、柴田昌三委員※、高野靖委員※、竹見哲也委員※、東野達会長、建山和由委員※、平山貴美子委員※、本田晶子委員※、道岡武信委員※、山田悦委員※

欠席委員：越後信哉委員、勝見武委員、小杉隆信委員、小島理沙委員、塩見康博委員、田中晃代委員

（五十音順、※＝オンライン参加）

【資料1】京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

- ・ 京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案について（諮問書）（写）
- ・ 第14次京都市環境影響評価審査会委員名簿

議題 京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案について（諮問及び審議）

- 議事
- 1 開会
 - 2 議事 以下のとおり
 - 3 閉会

－ 摘 録 －

事務局 委員数17名のうち過半数の11名の委員が出席をいただいていることから京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき、本審査会は成立

事務局 京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案について、京都市から本審査会へ諮問

< 諮 問 >

東野会長 京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案について審議を行う。

事務局から、本件に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事務局 < 資料1に基づき説明 >

東野会長 事業者から、京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案について、説明をお願いします。

事業者 < 配慮書案について説明 >

- 東野会長 まず、配慮書案の第1章から第3章までについて、その後に第4章以降についてという順番で審議を進める。
委員から意見等があれば発言をお願いする。
- 高野委員 p1で、従前施設は周辺地域への粉じん対策や待機車両による交通渋滞対策が必要と記載されているが、今回の事業計画に反映されているのか。
- 事業者 事業計画に反映している。廃棄物処理を屋内で行うこととし、粉じんが屋外で発生することは基本的にはない。また、屋内から屋外に飛散したりしないように対策をする。
待機車両については、従前は前面道路に複数台車両が並んで搬入していたことがあったため、今回は、敷地内に待機車両を入れ込む形で対策をしている。
- 東野会長 現状の施設に比べて新しい施設では、処理能力が約2倍になることは分かるが、従前の建物の高さや延床面積、搬入車両台数などの情報がないため、配慮書に記載いただきたい。
- 事業者 承知した。
- 建山委員 複数案はいずれも、環境法令上の規制をクリアしたうえで、どちらがさらによいかを検討しているという理解でよいか。
- 事業者 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査において、騒音及び振動の規制値に対する予測を行っており、いずれもクリアしている。
- 本田委員 排気処理はどのように行うのか。排気口をどこに設け、排気をどのように行うのか。
- 事業者 屋内にガラリを設けるとともに、屋根の上にルーフファンを設けて、屋内の空気を循環させる計画である。
- 本田委員 第1案から第4案まで同様か。排気は特に前処理なく、屋内で発生した粉じんを外に排出するのか。
- 事業者 いずれの案でも、ルーフファンは同様である。ルーフファンは、屋内の空気を循環させるためのものである。粉じんは、屋内で散水を行うことにより、極力発生を抑える計画である。
- 本田委員 従前の施設は屋内ではなかったのではないか。
- 事業者 従前の施設では、屋内で作業を行っていたが、屋外で廃棄物を保管したり、作業をしたりしていることが一部あった。
今回は、すべて屋内で廃棄物の荷下ろしや処理を行う計画であり、屋外では基本的には粉じんの発生はなく、影響はないと考えている。
- 本田委員 粉じんの拡散の予測は必要ないと理解した。
- 東野会長 現状の作業の状況など配慮書案での記載が不足しているため、配慮書に記載いただきたい。

事業者 承知した。

大久保委員 粉じん対策のために散水するとのことであるが、配慮書案では、施設稼働時の排水は事務所の生活雑排水のみと記載されている。事実関係を確認したい。

事業者 散水は、二流体と呼ばれる空気を含ませた水の噴霧である。噴霧する場所は、廃棄物を車両から下ろすヤードや破砕機である。水は廃棄物に含ませた形で、次の処理施設に運ばれていくことになり、排水はない。

大久保委員 散水を予定しているのは、すべての廃棄物か。それとも、プラスチックなど、除外対象があるのか。

事業者 散水対象は破砕・選別施設である。建設現場から発生する産業廃棄物の混合廃棄物を主に取り扱う計画であり、混合廃棄物を荷下ろししたり、破砕したりする際に、霧状の散水を行うことで、粉じんの抑制を行う。

大久保委員 廃棄物そのものが吸水できるという前提になっている、ということか。

事業者 吸水しない廃棄物が含まれていることも想定されるが、建設混合廃棄物の場合、例えば、土砂を多く含むような廃棄物など、水を吸いやすい廃棄物もある。吸水しやすい廃棄物が湿潤化することになる。

大久保委員 事業地周辺に社宅や住居があるとのことだが、地図のどの辺りか。

事業者 p 78 の地図では、青色の線で予測地点を示している。その東側が社宅や住居である。南側は道路を挟んで工場である。

山田委員 現在の廃棄物処理施設は、どちらに置かれているのか。

事業者 p 7 の表 1 - 3 に現状の施設の数を示している。これらは事業地の東側や北側に集中している。p 8 の図と比較できるよう現状の配置も配慮書に記載する。

山田委員 現状では東側や北側に設置されている施設を、新しい施設では、騒音の影響がないように、第 2 案の西側の方に置く計画であると理解した。

これまで屋外で一部作業をしていたのが、今後は屋内ですることが可能になるのは、新しい建物の面積が広がるためか。

事業者 従前の事業者が既存建物を購入され、そこに廃棄物処理施設を建設されたという経緯がある。もともと廃棄物処理施設に特化した施設ではなかったため、車両や重機の動線が悪かったが、今回の計画では改善される。

山田委員 動線の改善により、建物内ではほぼ対応可能と見込まれていると理解した。

高野委員 荷下ろしをするヤードは、新しい施設では屋外と屋内のどちらか。繰り返しの指摘となるが、配慮書に現状との比較をきちんと記載いただきたい。

事業者 ヤードもすべて屋内である。配慮書に記載する。

- 東野会長 p 7の表1-3と本文中に、新たな施設では処理量が約400 t /日と記載されているが、同表下段の将来のところでは、400 tをはるかに超えるものがある。組合せにより400 tになるということか。
- 事業者 表1-3では、あくまで各品目を単品で処理したときの能力を記載している。例えば、破砕機では、プラスチック単体を処理すると、535 tの処理能力がある。実際には、破砕機では混合廃棄物を処理するため、混合廃棄物の比重で計算すると400 t弱くらいの処理能力になる。
- 東野会長 そのことも配慮書に記載いただきたい。
また、p 71の図3-1上で、トロンメルの下の屋外にある図は何か。
- 事業者 トラックスケール、廃棄物搬入量を計測するための計量器である。
いずれの点も配慮書で分かるように記載する。
- 東野会長 p 72で建屋の材質に言及しているが、ガルバリウム鋼板の厚みは決まっているのか。騒音の予測計算では明確にされておらず、別の値が使われている。
- 事業者 騒音の建屋建材による透過損失の計算は、p 85の表5-5の出典①-2のとおり、鉄板0.4mmを使用している。事業計画ではまだ決まっていない。
- 東野会長 ガルバリウム鋼板は断熱性に劣るとしているが、断熱材が裏打ちされたものもある。そちらの使用予定はないのか。
- 事業者 一般論として記載している。建材はまだ検討段階ではあるが、最終的にはALC板で計画をしている。
- 東野会長 ALC板は100mmで計算されているが、実際にそれくらいの厚みのものを使うのか。
- 事業者 100mmの予定である。
- 東野会長 交通の記載のところで、周辺道路への渋滞対策として敷地の中で車両を待機させるとのことであるが、その場所は決まっているのか。
- 事業者 p 8の図1-4上で左の方に車両が4台描かれている。その上部が入口であり、そこから計量器までの間が、待機車両が並ぶ所である。計算上では17台くらい並ぶことが可能である。
- 東野会長 そのことも配慮書で記載いただきたい。
次に、4章以降で意見等があれば発言をお願いします。
- 高野委員 振動レベルの計算において、選別・圧縮梱包施設は場所が変わらないため、評価しないとなっているが、振動レベルが低いから評価しないという理解でもよいか。
- 事業者 振動レベルが低いから評価しないわけではなく、配慮書案での複数案について、どちらが環境に配慮している計画かということを示すために、破砕・選別施設内の機械の配置が異なっているため、それらを比較する形にしている。

事業者 なお、配慮書案には記載していないが、施設全体の振動についても、生活環境影響調査において、敷地境界すべて予測しており、いずれも規制基準値内である。

高野委員 一般論では、背景にある振動に対して、ある程度高く支配的な振動であれば評価する意味はあるが、別のものの振動が大きかった場合は評価する意味がないことになる。分かるように配慮書に記載いただきたい。

次に騒音について、A特性での評価となっているが、低周波音の問題はないという認識か。また、衝撃性の騒音も出てくることもあると思われるが、その場合は、平均パワーレベルだけでなく、ピークレベルでの評価も必要である。今回は、ある程度定常的な、音響的な、可聴域の騒音がメインであるため、このような評価にしているのか。

事業者 可聴域の騒音のみで予測しており、低周波音については、特に破碎施設での発生は考慮していない。

p82で、機器のA特性音響パワーレベルを示している。各機械のL5の測定値を用いて予測しており、衝撃音も含んでいる。

高野委員 どのような数値で評価をしたのか、配慮書に記載いただきたい。

壁の透過損失よりも換気口からの音が支配的なことも非常に多くある。換気口からの音の評価も必要ではないか。何らかの形で評価できないか。

事業者 換気口は屋上にあり、回折効果はかなり効くため、それほど影響はしないと考えている。今回の配慮書案の中では、換気口については、考慮していないが、今後、生活環境影響調査で、敷地境界に対して双方の規制レベルと比較するため、生活環境影響調査書の中で対応する。

高野委員 サイレンサーの設置などは考えているのか。

事業者 現状では消音器等の設置は考えていない。

高野委員 換気口からの影響は、ある程度無視でき、壁からの透過音よりも影響が少ないということを、何らかの形で確認しておくことが望ましい。

建山委員 実際の騒音の大きさは、持ち込まれた廃棄物の種類や量によって影響を受けることもあり、基準超過が絶対に起こらないとは言い切れない。念のために、基準超過が起きた場合の対処を検討しておくことが望ましい。

事業者 騒音・振動については、施設供用開始後も自主的に敷地境界で定期的に測定し、当初の想定と異なる結果になった場合には、例えば、サイレンサー等を破碎機に追加で設置することも検討したい。

大久保委員 複数案の1と2の比較において、動線に比較的余裕がなくなるということが、2のデメリットとして挙げられているが、車両があふれ、待機車両が出ることへの影響はないのか。

また、夜間の受入れもあり、夜間も車両の出入りによる音が発生する可能性がある場合、どのような対策を考えているのか。夜間に受け入れた場合のヤードはどの辺りに設けるのか。

事業者 p79に各案の機械配置を図示しているが、機械配置以外の空白のところは、廃棄物を荷下ろしし、廃棄物を保管するためのヤードになっている。第2案よりも第1案の方が広く、スペースの確保が可能であるが、第2案でも、それなりのヤードは確保でき、施設の中に車両が2台程度は進入することができることから、シミュレーションの結果では、第2案でも渋滞が起こることはない。

夜間の受入れについては、1台か2台の受入計画になっており、影響は日中に比べて非常に小さい。よって、配慮書案の騒音・振動の予測評価は日中の影響を記載している。

大久保委員 夜間の受入れについては、恒常的ではなくとも、様々な近隣との紛争が起こりえるため、配慮が必要である。

東野会長 工事中・供用時に周辺住民から様々な問合せや催告状等が出る可能性もある。事業者として一元的な窓口を設置し、周囲の方に周知していただきたい。

事業者 事前に地元自治会には、事業計画の説明を行っている。もし苦情があれば、当社として窓口を設定し、適切に対応したい。

山田委員 p75の表4-1中には、現行施設解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられると記載されているが、p90の4では、土壌汚染調査が必要な場合には調査を実施するとある。どのような土壌汚染があると考えられるのか。

事業者 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出は既に提出しており、過去の地歴調査の結果から土壌汚染のおそれはないという判定となっている。

山田委員 施設で何か土壌汚染を起こす可能性があるようなものを使っていたという話もないと理解した。

東野会長 温室効果ガスについて、p68で京都市地球温暖化対策条例により課せられると記載されている義務規定の中で、CASBEEは対応する予定なのか。

事業者 同条例の特定建築物に該当するため、CASBEEの評価を提出する。

東野会長 p75の表4-1で、温室効果ガスについては両案で差がないと記載されているが、ガルバリウム鋼板とALCでは、製造時のCO₂排出量が異なる。J-CATなどの簡易算定ツールを活用するなど、利用可能なデータを用いて、原材料入手から製品出荷までのCO₂排出量が壁面積当たりでどれだけ違うのかを半定性的に示していただきたい。

また、2つの材質では耐久性が異なり、一年当たりのCO₂排出量も異なってくる。これらの点も踏まえ、建屋材質の相違による複数案の評価には、システム境界・機能単位を設定して建築物のライフサイクル的なCO₂排出量も加味することが望ましい。

事業者 承知した。

東野会長 欠席委員からの質問など事務局に提出があったか。

事務局 小杉委員から温室効果ガスに関して、「p 68 に地球温暖化対策に関する法令に係る主な事務規定が示されているが、p 92 に示されている温室効果ガス等に関する存在・供用時の配慮として示されている事項の中に、例えば、再生可能エネルギー利用設備の設置の記載がないなど、十分に対応していないのではないか。」という意見をいただいている。

東野会長 太陽光発電設備等の導入予定はあるか。

事業者 屋根に太陽光パネルを設置する予定である。

東野会長 配慮書案に記載がないため、条例の要求に対してどの程度対応するのか、温室効果ガス削減量なども含めて配慮書に記載いただきたい。
ほかに欠席委員から質問などがあるか。

事務局 塩見委員から交通に関して、「工事等に伴い、特殊車両の通行が必要となる場合があるか。ある場合は、「6. 計画段階環境配慮の検討」の6. 1及び6. 2にその他の事項として、工事等に伴って特殊車両の通行が必要になる場合には、道路法の規定に基づく特殊車両の通行許可を取得し、法令遵守に努める旨を記載いただきたい。」という意見をいただいている。

事業者 工事計画で特殊車両の使用がある場合は適切に対応する。

東野会長 配慮事項として配慮書に追記いただきたい。
また、既存建屋にアスベストが使われており、法令に基づく飛散防止措置を講じ、適正に処理すると記載されているが、モニタリングをするのか、管理型で埋立処分するのかなど、もう少し詳しく配慮書に記載いただきたい。

事業者 解体工事期間中のモニタリングは行う予定である。

東野会長 他に意見がないため、本日の審議はこれで終了とする。